

『学校感染症登学許可書』記入のお願い

学校保健安全法において学校感染症に罹患したことが確認された場合、神戸学院大学では罹患した学生を出席停止としています。つきましては、学生が学校感染症に罹患しました際には下記書類にご記入いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

学校感染症登学許可書

学 部:	学籍番号:	氏 名:
------	-------	------

※該当するものに○を記入して下さい

感染症の種類				出席停止期間の基準	
第一種				治癒するまで	
	エボラ出血熱		クリミア・コンゴ出血熱		
	痘瘡		南米出血熱		
	ペスト		マールブルグ病		
	ラッサ熱		急性灰白髄炎		
	ジフテリア				
	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)				
	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)				
	特定鳥インフルエンザ				
第二種					
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)			発症後5日を経過、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで	
	百日咳			特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹			解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎			耳下腺・頸下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹			発疹が消失するまで	
	水痘			すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱			主要症状消退後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属コロナウイルスであるものに限る)			発症後5日を経過、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること	
第三種					
	結核			病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎				
	コレラ、細菌性赤痢				
	腸管出血性大腸菌感染症				
	腸チフス、パラチフス				
	流行性角結膜炎				
	急性出血性結膜炎				

上記疾患のため、下記の出席停止期間まで自宅療養を要することを報告します。

受 診 日: 年 月 日

出席停止期間: 年 月 日 ~ 月 日

発行日 年 月 日

医療機関名・住所

医師名

印

※感染症が治癒し、登学できるようになり次第、所属キャンパスの教務センターへ、公認欠席届とともに提出してください。